

「役員の報酬及び退職金について」の改正

地方公共団体情報システム機構第 1 回代表者会議議決「役員の報酬及び退職金について」（議案第 6 号）を次のとおり改正する。

1 改正理由

国において人事院勧告に基づく給与改定が行われることとなったため、国に準じて、機構の役員の俸給月額の上限を引き上げるとともに、業務調整手当を支給することとするものである。

2 改正内容

(1) 俸給月額の上限の表を次のとおり改正する。

役 職	俸給月額
理事長	1,224,000円以内
副理事長	1,078,000円以内
理事	852,000円以内
監事	794,000円以内
非常勤役員	207,000円以内

(2) 役員に支給する報酬に業務調整手当を追加し、業務調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第 1 0 条の 3 の規定を準用して算定した額とする。

3 実施時期

2 (1) の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

2 (2) の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。